

学校いじめ防止基本方針

第1. 目的 (第1条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

第2. 学校の実態把握

1 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、おこりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等は、誰もが経験することである。また、傍観者の存在にも注意を払い、集団全体でいじめを許容しない雰囲気形成が必要である。

2 学校の実態

本校は、学級担任等の観察や「学校生活アンケート」、聞き取り等で実態を把握する。把握した実態は、以下の取り組み等で改善する。

第3. いじめ防止の取組 (第15条)

1 開発的・予防的生徒指導の重要性

- ①児童一人ひとりの人格のよりよい発達を実現するためには、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援が必要となる。
- ②児童にとって学校生活が有意義かつ充実したものであれば、そのことが自己指導能力を育み、いじめ問題行動を未然に防止することにもつながるため、開発的・予防的生徒指導として、教科指導や道徳教育、特別活動、キャリア教育など学校教育活動全体の充実を図ることが重要である。

2 開発的・予防的生徒指導の主な取組

○教科指導の充実

- ・毎日の教科指導では、児童一人ひとりが生き生きと学習に取り組み、学校や学級の中での居場所をつくるのが大切である。
- ・すべての児童生徒に対して、楽しく分かる授業を展開し、一人ひとりのよさや得意分野を積極的に生かすことにより、学習に対しての充実感や達成感を味わわせる。

○道徳教育の充実

- ・道徳教育は、道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成をねらいとしている。
- ・道徳教育で培われた道徳性・道徳実践力を、生きる力として、日常の生活場面に具現化できるよう援助する。

○特別活動の充実

- ・特別活動の目標は、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成と重なる部分がある。
- ・集団生活の中でよりよい人間関係を築き、一人ひとりが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。

○キャリア教育の推進

- ・キャリア教育は、夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方をしようとする意欲や態度、能力の育成をねらいとしている。
- ・「自分がしたいこと」「自分ができること」「社会が求めていること」等をバランスを図りながら、発達段階に応じて継続的な指導を行う。

○相談体制

- ・毎月実施する「学校生活のアンケート」の結果を受け、学級担任が教育相談を行って、児童一人ひとりの理解に努める。
- ・スクールカウンセラーや悩み事相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

○たてわり活動の実施

- ・たてわり活動を通して、互いに協力し合う経験を積むことで、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

○教科担当制の導入

- ・一人ひとりの子どもをより多くの目で見ること、発達段階に応じて生じる悩みや不安に即座に対応できるようにする。

○インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・インターネットに関する使用状況の調査を行って現状把握に努め、児童に情報モラル等の教育を行うなどして迅速に対応する。

第4. 早期発見の取組（第16条）

1 いじめを発見する手立て

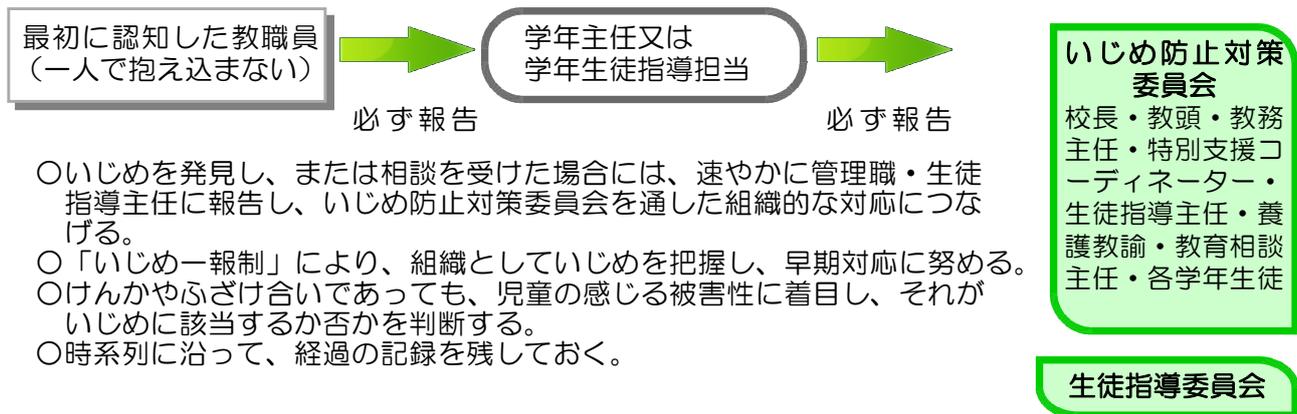
- ①教師と児童との日常の交流を通じた発見
 - ・休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる児童の様子に目を配る。
- ②複数の教員の目による発見
 - ・多くの教職員が様々な教育活動を通して児童にかかわる。
 - ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童のトイレを利用したりすることで、気になる場面の発見につなげる。
 - ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- ③アンケート調査
 - ・悩み事を含めた「学校生活アンケート調査」を学校全体で毎月実施する。
- ④教育相談をとおした把握
 - ・学校全体として定期的な面談の実施や、児童が希望をする時には面談をする。
 - ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。
 - ・スクールカウンセラーによる「いじめ」に関する研修会を開く。
- ⑤児童会が主体となった取組
 - ・児童会活動の中で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。
 - ・代表委員会が毎朝月曜日の「あいさつ運動」による声かけ運動をする（城西中のボランティアとの合同実施も含む）。

2 保護者や地域からの情報提供

- ①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ②保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

第5. いじめに対する措置（第23条）

1 いじめ防止対策の基本理念、いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



- いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに管理職・生徒指導主任に報告し、いじめ防止対策委員会を通じた組織的な対応につなげる。
- 「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。
- けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、それがいじめに該当するか否かを判断する。
- 時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

2 事実の究明と支援・指導

① 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をしっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている児童や、周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ▲いじめられている児童といじめている児童を同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

3 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

①被害者（いじめられている児童）への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方になる。
- 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」などという指導や「がんばれ」などの安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、学習活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

②加害者（いじめている児童）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

④ 保護者への対応

○いじめられている児童の保護者

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者が不信をもつ対応

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

○いじめている児童の保護者

- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- ・相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子ともはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

*保護者が不信をもつ対応

▲これまでの子育てについて批判する。

⑤ いじめの解消

○いじめの解消は単に謝罪をもって安易に判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。

- ①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

第6. いじめ防止対策の組織（第22条）

1 目的

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、<いじめ防止対策委員会>で情報を共有し、組織的に対応していく必要がある。なお、このいじめ防止対策委員会は、医師、学校評議員、人権擁護委員等、外部の専門家等が参加して、より重大な事態への対応の母体となる。

構成員	役割分担
管理職	<ul style="list-style-type: none"> □年度当初、校務分掌に沿った危機対応チームを組織し、各自の役割を明確にする。その際、役職で分担せず、個々の力量を的確に判断して組織づくりを行う。 □計画的に生徒指導、教育相談体制の充実を図る。 □教職員の緊急連絡網(はなまる連絡帳)を整備するとともに関係機関との緊急連絡体制を整備し、平時から連携を図る。 □日常的に発生する小さな問題行動に対し、平時から組織として対応する訓練をしておく。 □教職員に対して、事件・事故発生時には、内容を時系列に沿って詳細かつ正確に記録するよう徹底しておく。 □あらかじめ、管理職が不在の場合に指揮を執る教職員を決めておく。
教務	<ul style="list-style-type: none"> □管理職が不在の場合、代行・代決できる体制を整えておく。 □日ごろから、学校だよりやPTAだより等を活用し、保護者に対して危機対応への理解と協力を呼びかけておく。 □あらかじめ、保護者による支援組織と危機対応時の協力を要請しておく。
生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> □日ごろから、校内で危機を誘発する可能性のある様々な事象への注視を怠らない。朝の打ち合わせやC4th等を活用し、情報を共有する。 □危機発生時の全校児童生徒の緊急連絡方法、指導及び支援の実践的プランを準備する。 □これまでの指導記録を整理・分析し、今後の対応に生かす。
学年・学級担当 各学年生徒指導 担当	<ul style="list-style-type: none"> □日ごろから、児童にしっかりと寄り添い、変化を敏感に感じ取るとともに、安心・安全な学級づくりに努める。 □児童へ心理的・物理的危機をもたらす可能性がある事物は、教室から取り除く。
養護教諭 教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> □地域の救急医療や精神保健などの専門機関と連携し、協力体制を確立する。 □基本的な応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AEDの使用等）や、カウンセリングの基本等について、校内研修会を計画的に実施する。 □地域の救急医療や精神保健などの専門機関と連携し、協力体制を確立する。 □基本的な応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AEDの使用等）や、カウンセリングの基本等についての研修会を計画的に実施する。

2 城西小いじめ防止対策委員会

毎学期、1回以上開催。後日、いじめ防止対策全体研修会を実施。

- ・各学年、各学級の児童の様子、問題行動等の報告
- ・配慮を要する児童の情報交換
- ・「生活アンケート」の結果報告及びその対応
- ・今後の予定の確認

3 随時指導

- ・開発的・予防的指導の充実
- ・いじめが発覚した場合、チームでの素早い対応

4 特別活動との関連

- 「城西小学校 児童会（代表委員会）いじめ防止活動年間計画」に基づき、児童会及び学級活動などを中心として、児童が自発的・主体的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動が推進されるよう、その活動を支援する。
- いじめ防止フォーラム（隔年参加）、太田市いじめ防止こども会議（毎年参加）へ参加した代表児童を通して、他校の取組などをもとに本校の児童会いじめ防止活動の見直しを実施させる。

第7. インターネット上のいじめへの取組（第19条）

1 ケータイ・スマホ等が関係したいじめの事例

- インターネットにつながるゲーム機等から、悪口を投稿される。
- 嫌なことをさせられている動画を撮られ、ネット上に投稿される。
- アプリケーションソフトを使って、グループでやりとりをしていたが、突然仲間はずれにされる。
- 加害者児童からの悪口のメールをきっかけに、当該児童が不登校状態になる。

2 未然防止の取組

- ① 情報モラル教育の推進
 - 「情報モラル」とは、「情報社会で適切に活動するためのもととなる考え方や態度」のことである。
 - 情報モラル教育で重要なことは、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するための確かな判断ができる力を身に付けさせることである。
 - 情報モラル教育の実践に当たっては、従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開することが必要である。
 - インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組む。
 - ・判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
 - ・自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
 - ・責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
 - ・想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

3 早期発見・早期解消の取り組み

- ① ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信を停止を求めたり、情報を削除したりできる。
 - ・必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。
 - ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、学校の設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ③ 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても保護者や児童に周知する。
 - ・ネット上のいじめで、児童が誰にも相談できずに、一人で悩みを抱えてしまうことも考えられる。困ったときはどこに相談するべきか、教師が把握しておく必要もあるが、児童にも、相談先を教える。

4 削除依頼の手順

①事実の確認

はじめに、可能な限り被害者本人および保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、書き込みの実態を把握する。

②対応方針の検討

把握した実態を、速やかに校長、副校長、教頭、生徒指導主任等に連絡する。ただし、被害者本人、保護者等が児童への影響を嫌うこともあるため、当事者の気持ちを尊重することが重要である。

③児童への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が分かっている場合）、当事者以外の一般の児童への指導（必要と判断した場合）等、現実の学校生活等における問題への対応を、インターネット上の対応と並行して行う。

④インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決だが、書き込み者が特定できなかった場合には、被害者本人または学校や教育委員会等が削除依頼することが考えられる。

⑤事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に、検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、再び同じ内容が書き込まれる恐れがある。1ヶ月間程度は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過をみるようにする。

第8. 重大事態への対処（第28条）

1 重大事態への定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

2 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

平成30年9月 一部改訂